

議員提出議案第 3 号

議案第 5 号交野市一般職の職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例に対する附帯決議について

上記の議案を、別記のとおり交野市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

附帯決議案……別記

平成 31 年 3 月 26 日提出

| | | | |
|-----|---------|-----|-----|
| 提出者 | 交野市議会議員 | 久保田 | 哲 |
| 賛成者 | 交野市議会議員 | 三浦 | 美代子 |
| 賛成者 | 交野市議会議員 | 雨田 | 賢 |

議案第 5 号交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する
附帯決議（案）

議案第 5 号交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する
附帯決議

議案第 5 号交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について次のとおり指摘する。

- 一．財政運営基本方針（以下「方針」という。）の 8 つの項目の一つである人件費の抑制については、「民間活力の導入推進や、職員数適正化に努めるとともに、経常経費の大きな割合を占めていることから今後の財政状況を踏まえつつ、人件費の抑制に努めるもの」と示されている。また、この方針の中の財政見通しにおいて、平成 4 0 年度に実質収支がマイナス 5 3 億 2 千万円になるため、1 0 年後を見据えた財源の確保策の一つとして、6 億 1 千 4 百万円の人件費の削減を行う内容である。今回の職員の給料削減はこの方針に基づき、平成 3 1 年 4 月から平成 3 3 年 3 月までの間行うものである。しかし、この方針では、今後も引き続き給料の削減を行いかねない内容であるため、平成 3 3 年 4 月以降については、給料の削減以外で財源確保を行い、職員の給料を人事院勧告以外の独自で削減しないこと。
- 二．今後、議会に対して重要な議案への説明及び対応については丁寧かつ細やかに行うこと。

以上、決議する。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日